

学校法人東洋食品工業短期大学役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東洋食品工業短期大学（以下「当法人」という。）の寄附行為第十五条の二、第二十二條の三に基づき、役員・評議員の報酬、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、当法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者を言う。
- (4)費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）・日当等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、その地位について報酬は受けることができない。

- 2 前項の規程にかかわらず、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 3 非常勤役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 評議員は無報酬とする。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員には、役員報酬ではなく、教職員としての職務執行に対して報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員については、第2条4号の費用を支給することができる。
旅費（交通費、宿泊費等）については実費とし、日当については職務執行の対価として1日当たり30,000円とする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、私立学校法63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。